

平成28年6月27日

日本商工会議所
会頭 三村 明夫 様

新潟商工会議所
会頭 福田 勝之

平成29年度税制改正および中小企業政策に関する要望

日本商工会議所におかれましては、税制改正や中小企業関連施策の要望等でご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。しかしながら、地域の中堅・中小企業においては、売上不振や人手不足、長引くデフレ経済による収益低下など、未だ厳しい状況が続いております。

このたび、当所において地域の中小企業が現下の厳しい経営環境を乗り越え、国際的にも競争力を高められるよう、平成29年度の税制改正及び中小企業政策に関する要望書を取りまとめました。

つきましては、本要望内容を十分に斟酌いただき、実現に向けて関係機関に対し強く働きかけられますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

(目 次)

税制改正に関する要望事項

I. 税制全般について		P 1
II. 活力ある中堅・中小企業の成長発展につながる税制の実現に向けて		P 2
1. 法人実効税率のさらなる引き下げによる法人税改革の断行		
2. 中堅・中小企業に対する課税強化の措置には断固反対		
3. 税法上の中小企業定義の実態に即した見直し		
4. 減価償却資産の耐用年数の見直しと定率法の存続		
5. 中小企業向け政策減税の堅持・拡充・恒久化		
6. 外形標準課税の資本金 1 億円以下・中小企業への拡大には断固反対		
7. 役員給与の原則損金不算入制度の撤廃		
8. 個人事業主の欠損金の繰越控除期間の延長		
9. 二重課税の解消・印紙税の廃止		
10. 納税事務負担の軽減		
III. 経済・社会環境に対応した事業承継税制の改革について		P 6
1. 相続事業承継における納税猶予割合の 100%への引き上げ		
2. 事業承継における株式総数上限（3 分の 2）の撤廃		
3. 納税猶予制度の適用要件緩和		
4. 取引相場のない株式の評価方法について		
5. 事業承継における 5 年経過後の事務処理負担の軽減		
6. 個人事業者の事業承継に係る支援		
IV. 消費税率引き上げに伴う複数税率制度の円滑な導入に向けて		P 8
1. 複数税率（軽減税率）の円滑な導入に向けた適切な環境整備		
2. インボイス制度の導入における支援体制の強化		
3. 消費税の仕入税額控除における「95%ルール」の見直し		
4. 消費税における簡易課税制度の維持		
V. 地域人材の活躍促進と地域経済の活性化に向けて		P 9
1. 女性の活躍促進に向けた支援制度の見直し		
2. 地域の雇用創出に向け積極的に取組む企業に対する新たな支援		
3. 事業所税の廃止		
4. 個人事業税の事業主控除の見直し		

5. 創業・ベンチャー支援につながる税制措置の拡充
6. ICT活用による地方創生への取組支援
7. 土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算の復活
8. 固定資産税の評価方法の見直しと評価体制の一元化

中小企業政策に関する要望事項

I. 地域の需要創出に向けた中小企業のイノベーションの推進 P 12

1. 中小企業のIT化、IoT・ロボット導入における環境整備
2. 商業地における空き地・空き店舗の活用強化
3. 国家戦略特区の効果を活かした地域の新しい価値の創出
4. 地域経済分析システム（RESAS（リーサス））の機能拡充
5. 税法上の中小企業定義の実態に即した見直し
6. 中小企業施策の積極的な情報発信

II. 中小企業の雇用の確保・維持に向けて P 14

1. 外形標準課税の資本金1億円以下・中小企業への拡大には断固反対（再掲）
2. 女性の活躍促進に向けた支援制度の見直し（再掲）
3. マイナンバー制度の開始に伴う事業者の事務負担の軽減に向けた周知
4. 厚生年金保険料率の引き上げ停止
5. ストレスチェック制度導入企業への支援強化

III. 小規模事業者支援について P 15

1. 経営発達支援事業の実施に係る経営指導員の人件費補助の増額
2. 小規模事業者支援策における情報ツール等の利便性向上
3. 小規模企業者の定義のさらなる弾力化

IV. 補助金制度の拡充について P 16

1. 補助金申請の適正化
2. 中小企業の設備投資に向けた支援
3. 小規模事業者持続化補助金制度の継続実施

税制改正に関する要望事項

I. 税制全般について

平成 28 年度の税制改正では、当所が日本商工会議所を通じて要望していた法人実効税率の引き下げ、資本金 1 億円以下の中小企業に対する外形標準課税の導入阻止、交際費の損金算入制度の延長などが実現するとともに、中小企業の生産性向上を支援する施策展開などが図られた。

安倍政権の経済政策「アベノミクス」がスタートして 3 年余りが経過した。昨年夏以降、中国経済をはじめ世界経済の減速の影響が大きく、景気下振れリスクが高まっている。日本経済は内需、外需ともにけん引力不足の状況下、デフレ脱却を果たすためには地域経済の活性化による地方創生と、企業によるイノベーションの推進が求められている。

こうした状況に対応し、平成 29 年度に向けた税制改正の議論においても、引き続き、中堅・中小企業が地域経済において担っている役割とその重要性を十分認識し、持続的な発展を促し、活力を高める方向で議論を進めるべきである。

平成 27 年度から着手した成長志向の法人税改革については、その道筋は示されたものの、国内の経済成長力の底上げを円滑に進め、また、国際競争力を高める観点から法人実効税率はさらなる引き下げが必要である。

一方、法人税実効税率引き下げの代替財源を外形標準課税の拡大や政策減税の廃止など、中小企業に対する課税ベース拡大について検討がなされている。法人実効税率の引き下げに伴う代替財源は、景気拡大により企業収益が増え、税収が上がるといった経済の好循環により実現されるべきで、企業活動を抑制するような課税強化の措置には断固反対である。

地域の雇用を支え、事業継続・発展を通じて地域経済の活性化に重要な役割を果たしている中小企業は、経営者の高齢化の進行により、事業承継問題への対応が大きな課題となっている。円滑な事業承継に向け、現行制度で猶予される相続税・贈与税の範囲の拡大等についての拡充や、取引相場のない株式の評価方法についての見直しが必要である。

また、事業承継税制制度の活用自体が進まない原因として、制度が複雑で理解しにくいことが上げられる。今後、中小企業の事業継続における、税制面からの支援のあり方について、相続税・贈与税・事業承継税制の適切な制度の構築に向けた研究・検討が必要である。

現在、政府により推し進められている地方創生では、地方への新しい人の流れをつくり、地方における雇用の創出が不可欠である。その中で、女性や高齢者、また、若年層・低所得層を取り巻く変化は、労働市場の変容や社会保険料負担の増加など、複数の政策分野にまたがって生じている。これらの就労環境等の問題と共に、時代の変化に合わせた所得控除のあり方等、税制面からの支援措置を総合的に検討することが必要である。また、地域間格差の是正や多様性と活力ある地域の創出に向けて、地域企業の活力を阻害する地方税の見直し等、税制面からの支援を通じ、地域の雇用機会の維持・創出につなげていくべきである。

更に、現在の税制度は、永年にわたりそれぞれの時代の情勢に合わせた、その場しのぎ的な改正の積み重ねにより複雑化し、専門的な知識がなければ理解できない状況にある。また、中小企業における事務処理負担も増加してきている。

そこで、課税の三原則（「公平」「中立」「簡素」）に基づき、税体系を一旦整理するなどして、納税額の計算方法や税の徴収方法をできるだけ簡単にし、人々が理解し納税できる「税制の簡素化」を推進すべきである。

Ⅱ. 活力ある中堅・中小企業の成長発展につながる税制の実現に向けて

平成 28 年度の税制改正では、法人実効税率の 20%台までの引き下げが実現した。世界経済減速の影響を回避し、真に力強い日本経済の回復と、国際競争力強化に向けて、法人実効税率のさらなる引き下げが必要である。

一方で、法人実効税率引き下げの代替財源として、中小企業への課税ベースの拡大について議論されている。これらの課税強化に対する措置は、中小企業の事業意欲を削ぎ、法人実効税率引き下げによる経済の好循環の効果を打ち消すことにもつながりかねず、断固反対である。

また、中小企業課税の考え方における資本金 1 億円基準の見直しに関して、地域の経済をけん引する中堅・中小企業への影響は大きく、見直しによる経営の圧迫といったマイナスの状況を及ぼさないよう幅広い観点からの検討が必要である。

今後は、グローバルな競争力を持つ企業、産業の育成に向けて、競争力のある企業の設備投資支援や、生産拠点が国内に残るための政策が肝要であり、さらなる中堅・中小企業の育成と税制のバランスの取れた法人税改革が必要である。

1. 法人実効税率のさらなる引き下げによる法人税改革の断行

法人実効税率については、平成 28 年度税制改正により、29.97%と 20%台が実現され、平成 30 年度には 29.74%まで引き下げることが決定されたところである。

法人実効税率を引き下げることにより、企業の内部留保が増え、それが新たな設備投資や従業員給与の引き上げ、消費の増大を促進し、企業活動全体が活性化する

といった経済の好循環につながる。法人実効税率の引き下げは力強い経済の成長に欠かせない措置であり、また、国際競争力を高める観点からもさらなる引き下げが必要である。

2. 中堅・中小企業に対する課税強化の措置には断固反対

法人実効税率引き下げの一方、成長志向の法人税改革は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方で進められ、法人税の引き下げに伴う財源確保のために、外形標準課税の適用対象法人のあり方や、租税特別措置のゼロベースでの見直しについての検討が議論されている。

これらの見直しの検討は、経営努力を重ね、利益を生み出そうとする中堅・中小企業の事業意欲を削ぎ、法人実効税率引き下げによる、企業活動の活性化、経済の好循環の促進といった効果をむしろ打ち消してしまうことになりかねず、中堅・中小企業に対する課税強化の措置には断固反対である。

法人実効税率引き下げに伴う財源確保については、持続的な経済成長を推し進めるための規制緩和や、投資刺激策、労働人口を増やし、人々の所得を向上させる政策全般を着実に進めていくことにより実現させていくべきである。

3. 税法上の中小企業定義の実態に即した見直し

法人税法上の中小企業の範囲は資本金 1 億円以下と定められている。資本金 1 億円以下で大企業並みの規模があると指摘を受けている企業の存在や、中小法人のうち 7 割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていること等、税法上の中小企業の定義について議論がなされている。

一方、中小企業基本法で定義されている資本金 3 億円～1 億円の企業は雇用者も多く地域経済に及ぼす影響が大きい。地域経済の核となっている中堅・中小企業の活力・競争力・事業基盤強化のためには、税法上の中小企業の資本金 1 億円という基準を見直し、資本金 3 億円程度までの範囲拡大を図ると共に、従業員数などの資本金以外の指標を加え、また業種などの区分も整理した上で、税制面で真に支援を必要としている中小法人の実態に即した見直しを検討すべきである。

4. 減価償却資産の耐用年数の見直しと定率法の存続

減価償却制度については、平成 19 年度改正で償却可能限度額の撤廃や資産区分の簡素化など抜本的な見直しが行われた。しかし、技術の進歩や企業経営をめぐる環境変化はめまぐるしく、法定耐用年数と実際の使用可能年数との乖離問題や、物理的減価以外の機能的な減価のウェイトが高くなっているなど、現行の耐用年数の制度は実情に合っていない。さらに、企業にとって簿価が残っていると、資産の買い替えに消極的にもならざるを得ず、買い替え需要の促進といった側面からも、より実情にあった耐用年数の見直しを行うべきである。

また、定額法への一本化について検討が進み、平成 28 年 4 月以降取得する建物付属設備及び構築物の償却方法が定額法に変更された。定率法は、大きな設備投

資が必要な産業にとっては、早期に費用化して回収を早めることで再投資につながられる有効な制度であり企業のキャッシュフローに大きく影響を与える。これ以上の定額法への一本化については反対である。

5. 中小企業向け政策減税の堅持・拡充・恒久化

租税特別措置については、平成 28 年度税制改正大綱において、廃止を含めてゼロベースで見直しを行うとされている。これらの措置は、厳しい経営環境の中、前向きな取り組みをする企業の経営の安定化や競争力強化のために重要な役割を果たしている。とりわけ多くの企業が活用している各措置を中心に制度を堅持し、かつ、制度の拡充・恒久化を図りたい。

(1) 法人税の軽減税率特例の維持と適用所得金額の引き上げ

資本金 1 億円以下の中小企業については、所得 800 万円以下の軽減税率（現行：15%）の特例が平成 28 年度末で期限切れとされている。地域産業の中心となる中小企業の支援に向け、引き続き制度を維持すると共に、適用所得（現行：800 万円）の大幅な引き上げを実施すべきである。

(2) 欠損金繰越控除の制限廃止

欠損金繰越控除は、企業の設立以降、全期間の所得を技術的に事業年度単位で課税しており、景気や経済動向に影響を受けやすい中小企業の経営安定にとって、税負担の平準化等メリットを享受できるものであることから、制限すべきでない。

(3) 交際費課税全額損金算入の実現

交際費課税の特例については、平成 28 年度税制改正で 2 年間延長が図られたが、企業が支出する交際費は、事業活動を円滑に行うためのものであり、販売活動等に結びつく重要な支出である。持続的な内需拡大と地域活性化に向け、企業の規模に関係なく最終的には全額損金に算入することを認めるべきである。

(4) 中小企業投資促進税制の特例期間の延長と制度拡充

生産性向上設備投資促進税制が平成 28 年度末限りで廃止される。企業の生産性向上に資する I T 投資や I o T 対応に向けたより一層の投資促進のためにも、中小企業投資促進税制の適用期限を延長すべきである。また、上乗せ措置の存続と共に、適用対象設備についての要件緩和や、対象設備の取得価額の引き下げ等も検討することで、さらなる制度の利用促進につなげるべきである。

(5) 少額減価償却資産における即時償却制度の維持・拡充

減価償却制度における中小企業者等の少額減価償却資産即時償却の特例は、2 年間の延長が図られた。本制度は景気浮揚の視点からも大いに効果があることから次年度以降も維持すべきである。さらに、取得価額（現行：30 万円未満）と取得合計額（現行：300 万円まで）の上限を引き上げ、制度の恒久化を図るべきである。

6. 外形標準課税の資本金 1 億円以下・中小企業への拡大には断固反対

法人実効税率引き下げの代替財源として、資本金 1 億円以下の中小企業への外形標準課税の課税ベース拡大が議論され、日本商工会議所等を通じて強力に反対した結果、見送られたところである。

外形標準課税の中小企業への課税ベース拡大等については、財務基盤が弱く、担税力の低い中小企業の経営を圧迫し、労働分配率が 8 割に達する中小企業が税負担軽減のために従業員給与の引き上げを見合わせる可能性が高まる等、雇用問題にも影響を及ぼす懸念が強い。一方で、中小企業の税負担を軽減し、従業員への分配を増やす視点が重要であることから、引き続き適用拡大は断固反対である。

7. 役員給与の原則損金不算入制度の撤廃

役員給与は、平成 18 年度から原則損金不算入とされた。その後、平成 22 年度に「特殊支配同族会社の役員給与損金算入制限措置」は撤廃されたものの、現行では、「定期同額給与」、「事前確定届出給与」、「利益連動給与」の 3 種類の役員給与のみ損金算入が認められている。

中小企業では、所有と経営が一体化しており、多くの経営者・役員は、債務保証等もする一方で、一般の従業員同様の職務に従事している。このことから、給与は紛れもなく職務執行の対価として受け取るものである。役員給与については、原則損金不算入制度を撤廃して原則損金算入とすべきである。

8. 個人事業主の欠損金の繰越控除期間の延長

法人税における欠損金の繰越控除期間は、平成 29 年 4 月 1 日以後に 10 年（現行 9 年）に延長された一方で、個人事業者の青色申告欠損金の繰越控除期間は 3 年間に据え置かれている。個人事業主が安定的な事業継続を図られるよう、欠損金の繰越控除期間を 5 年程度に延長すべきである。

9. 二重課税の解消・印紙税の廃止

平成元年の消費税導入により、自動車・石油等の関連諸税や印紙税などとの二重課税の問題が発生し、国民への税負担が重くのしかかっている。これらを是正し、税制全般に対する信頼性を高め、国民に公平・公正な税制を実現すべきである。

また、印紙税については、事務処理の機械化によるペーパーレス化やカード決済、電子マネー・電子決済等の電子商取引の拡大により、同じ経済取引でも文書のみで課税されるなど不公平感が増していることなどから、廃止も含め早急に検討すべきである。

10. 納税事務負担の軽減

国税・地方税ともに多くの税目があり、それぞれが単体で設定されているのではなく、関連し合い体系的に形成されているが、企業側としては理解し難い状

況である。国税と地方税の税目の整理を行い、マイナンバー制度の活用により社会保険料も含めた徴収事務の一元化などによる納税者に分かり易い簡素な税制を確立し、生産性向上の阻害要因にもなっている企業の事務負担の軽減や行政のコスト削減を図るべきである。

Ⅲ. 経済・社会環境に対応した事業承継税制の改革について

中小企業は地域の雇用を支え、事業継続・発展を通じて地域経済の活性化に重要な役割を果たしているが、経営者の高齢化の進行により事業承継問題への対応が大きな課題である。中小企業の多くは同族経営であり、後継者や相続税等の様々な要因が円滑な事業承継を阻害しているのが現状である。

平成 25 年度税制改正において一部要件の緩和がなされたものの、納税猶予の軽減割合や継続要件のさらなる緩和、取引相場のない株式の評価方法等について引き続き検討を求めたい。

特に、制度の活用自体が進まない原因として、事業承継税制の制度が複雑で理解しにくいことが上げられる。今後、中小企業の事業継続における、税制面からの支援のあり方について、相続税・贈与税・事業承継税制の適切な制度の構築に向けた研究・検討が必要である。

1. 相続事業承継における納税猶予割合の 100%への引き上げ

後継者が相続により取得した一定の非上場株式に係る相続税の納税猶予は、課税価格の 80%（贈与は 100%）となっている。

突然の相続により事業を承継した場合、経営を維持していくためには資金繰りを含め大きな負担となることから、贈与時と同様に納税猶予割合を 100%まで引き上げるべきである。

2. 事業承継における株式総数上限（3 分の 2）の撤廃

後継者が相続・贈与により非上場会社の株式を取得し、一定の要件を満たす場合には、発行済完全議決権株式総数の 3 分の 2 に達するまでの部分について、贈与税・相続税の納税が猶予される。

事業承継後の中小企業の経営を資金面で安定したものとするためにも、この上限を撤廃すべきである。

3. 納税猶予制度の適用要件緩和

納税猶予について、平成 25 年度の税制改正で従業員の雇用維持要件は、「毎年 8 割以上」から「5 年間平均で 8 割以上」に緩和されている。しかし、地域の中小企業としては、雇用形態の多様化等を背景とした雇用のミスマッチや、大企業に比べ

て採用環境が厳しいといった状況下にあることから、さらなる要件緩和の見直しが必要である。

4. 取引相場のない株式の評価方法について

(1) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

中小企業の多くは、資本と経営の分離が進んでおらず、経営者個人の保有する資産は、自社株式と事業用土地が大きな割合を占めており、相続税等の納税資金をはじめとした現金の確保が事業承継上の大きな問題となっている。

特に、後継者が相続する資産の大半は換金性が乏しく、経営権の確保や事業の存続のためには手放すことができない自社株式となる。その株式の評価において、事業規模や配当の変化が乏しく、実質的に会社の価値が変わっていないにも関わらず、基となる類似業種企業の株価の変動によって自社株の価値が変動する現在の評価方法は妥当とは言えない。後継者は相続発生時期を選べず、高株価期には株式評価の影響が大きくなるため、例えば、5年から10年の平均株価を使うことや、前回の相続発生時（もしくは株式発行時）から今回の相続発生までの平均株価を使うといった中長期的な視点での評価軸が必要であり、取引相場のない株式の評価方法を見直すべきである。

(2) 「土地保有・株式保有特定会社」の株式の評価方法の見直し

一定の規模以上の資産(株式又は土地)を保有している「土地保有特定会社」および「株式保有特定会社」の株式の評価方法は、純資産価額方式のみが認められており、事業承継時には大きな負担となっている。

中小企業は地域の活性化や雇用の維持・確保などの社会的な責任を担っており、これら企業の事業承継は、地域社会に多大な影響を及ぼすことから、一律に評価するのではなく、その特殊性を考慮し、類似業種比準方式を導入するなど評価方法の見直しを図るべきである。

5. 事業承継における5年経過後の事務処理負担の軽減

現制度では、5年間の事業継続要件を満たし、5年経過後も対象株式を継続保有していれば、納税猶予が継続される。しかし、その後も「継続届出書」を3年に1回提出しなくてはならず、事務処理に負担が生じている。法人税申告書に事業承継事業所であることを記載することで「継続届出書」の提出を無くすなど事務を簡略化すべきである。

6. 個人事業者の事業承継に係る支援

平成28年度税制改正大綱において、個人事業者の事業承継にあたり、事業用資産の範囲の明確化と承継の円滑化に向けた支援の枠組みについて、引き続き検討するとされた。現行制度上、事業用の宅地については特例措置があるが、理美容業や小売業等は特性として、個人事業としての経営形態も多く、建物等の事業用資産の割合も高い。宅地以外の事業用資産についての負担軽減について検討すべきである。

IV. 消費税率引き上げに伴う複数税率制度の円滑な導入に向けて

複数税率（軽減税率）制度の導入については、当初から強く反対してきた。しかし、2019 年 10 月の消費税 10%への引き上げに際しては、複数税率制度の導入が予定されている。複数税率の導入は、事業者に対する負担が人的・経済的に増大することから、事務・管理・設備などの負担と実施に伴う混乱をできるだけ軽減することが極めて重要である。

1. 複数税率（軽減税率）の円滑な導入に向けた適切な環境整備

複数税率の導入に伴い、事業者に対する負担が人的・経済的に増大する。とりわけ事業者の事務負担と実施に伴う混乱をできるだけ軽減し、経営意欲を削がないよう円滑な導入に向けた対策を望む。

特に中小企業や小規模事業者等は、制度全体の理解が進んでいるとは言い難い状況であり、事業者の理解を深めるための講習会の開催や相談窓口の設置などの支援について積極的な取り組みが必要である。

また、複数税率対応レジの導入や受発注システム改修等については、既に軽減税率対策補助金制度による支援が進められているが、導入後に想定される混乱等についても、最善の配慮等、対策・支援を望む。

2. インボイス制度の導入における支援体制の強化

インボイス制度の導入は全ての企業に係わるものであるが、理解されるまでには時間を要する。現行では、請求書等保存方式の維持などの経過措置も講じられているが、事業者には早めの対応が必要であり的確な情報の周知を講じられたい。また、インボイス導入による管理コスト増加や免税事業者の取引排除の問題等、小規模事業者にとっては、人的・経済的な負担は極めて重く、事業者の十分な理解を得るため、相談体制の整備など、事業者に対する具体的な支援体制の構築と周知が急務である。

3. 消費税の仕入税額控除における「95%ルール」の見直し

消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」が強化され、課税売上高が5億円以下の事業者のみが全額控除できることになった。

課税売上高5億円超の中小企業では、課税仕入の区分処理などで事務負担の増大を招いていることから、課税売上高の上限を引き上げるべきである。

4. 消費税における簡易課税制度の維持

消費税における簡易課税制度のみなし仕入率については、「益税」問題が取り上げられるが、小規模・零細企業の納税事務負担の軽減を目的に設けられたものであり、廃止をすれば過度な負担を強いることから制度は堅持すべきである。

V. 地域人材の活躍促進と地域経済の活性化に向けて

現在、国において、一億総活躍社会の実現に向けた取組みが進められている。地方創生は、ローカル・アベノミクスを推進し、地域経済の活性化をもたらすための原動力であり、何よりも地方における雇用の創出が不可欠である。

地域経済の活性化と雇用創出の推進、また地域人材の育成や女性・若者・高齢者といった多様な人材の就労支援の強化に向け、雇用の受け皿として地域経済を支えている中堅・中小企業の経営の安定・成長を後押しする必要がある。そのために、事業所税などの都市間での課税の不公平性の是正や、地域企業の活力を阻害する地方税の見直し等、税制面からの支援を通じ、地域の雇用機会の維持・創出につなげていくべきである。

1. 女性の活躍促進に向けた支援制度の見直し

近年は女性や高齢者の就労拡大、正規雇用の多様化、転職機会の増加等働き方が多様化してきている。特に、女性の活躍促進の観点から、女性の就業に際し大きな影響を及ぼす要因として、介護・福祉・保育業界における雇用のミスマッチが上げられる。それらへの対処として、待遇改善や人材育成、社会保障制度・労働政策等の関連する諸制度のあり方を総合的に検討し、環境を改善させることが重要である。その上で、経済力に応じた公平な生活基盤の確保を後押し、安心して結婚し子どもを産み育てることができるよう、配偶者控除等の所得控除方式の改正に向け実施を急ぐべきである。

2. 地域の雇用創出に向け積極的に取組む企業に対する新たな支援

産業構造の変化により、人口の流出が続く地方圏において、若年層が地域に定着するための社会環境を整備することが、地域の活力を創出し、経済全体の生産性向上にもつながる。そのためにも若年・中堅層の雇用者所得・家計総所得が増加しやすい体質転換を図ることが肝要であり、雇用者・企業共に人口急減・超高齢化社会・地方疲弊といった問題の克服の推進に取組むべきである。

そこで、若者・女性等に対して、以下のような個人のキャリア形成への支援や、就労機会の提供等に積極的に取組む企業に対し、人件費や人的補助に係る経費に対する法人税等の税額控除制度といった新たな措置を講ずるべきである。

- ①若者・女性の非正規雇用労働者の正社員転換や、非正規雇用労働者も含めた持続的な賃上げによる待遇改善。
- ②育児・介護休暇取得者の代替要員確保。
- ③育児・介護支援サービスの利用に対する社内補助制度への取組み。

3. 事業所税の廃止

事業所税は、わが国経済の高度成長期に大都市への企業の集中抑制策の一環として創設された税であり、人口 30 万人以上の都市にのみ課税され、現在では、都市間において課税の公平性を著しく欠く不公平税制である。

また、免税点の資産割 1,000 ㎡以下、従業員 100 人以下は、免税点を超える新たな事業所の進出や工場立地の阻害要因と企業の雇用促進の障害となっている。加えて、固定資産税との二重負担となっていることから早急に廃止すべきである。廃止に当たっては、課税対象市においては事業予算に影響を与えるが、例えば、国において数年間の補てんを実施し、縮小させていくなどの対応を検討すべきである。

4. 個人事業税の事業主控除の見直し

個人事業税の事業主控除は、平成 11 年度の税制改正で 290 万円に引き上げられたものの、小規模・零細企業にとって所得税、住民税等とともに負担が大きく、生活を圧迫することからさらなる引き上げを図るべきである。

5. 創業・ベンチャー支援につながる税制措置の拡充

地域経済においては、起業・創業支援による地域活性化が重要な課題となっている。現在、産業競争力強化法に基づき認定された創業者の法人設立時の登録免許税の軽減措置がなされている。制度の延長・拡充と共に、事業が安定するまでの 3 年～5 年程度の間は、法人税についても軽減措置を図り、税負担を抑えることで創業意欲の醸成を図るべきである。

6. ICT 活用による地方創生への取組支援

地方創生において、ICT（地域課題解決と情報通信技術）活用による地域活性化は大きなテーマであり、地方創生関連の予算措置がなされている。ICT 活用の取組は、地域の創意工夫を活かしたイノベーションや新産業を創出する可能性が大きく、これらの新分野進出や新商品開発などに積極果敢にチャレンジする企業が、新規事業開始に伴う設備投資を補助金で賄うことは、一定の効果がある。しかし、その後のランニングコスト等の費用負担の問題などで、事業を廃止することがおこらないよう、税制面からの新たな支援について検討すべきである。

7. 土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算の復活

土地建物等の譲渡損失については、平成 16 年から一定の居住用財産の譲渡損失を除き、他の所得との損益通算や繰越控除が認められなくなった。

これにより資産の有効活用手段としての不動産の処分が難しくなり、ひいては不動産の流通が停滞しているとの意見もある。

土地の流動化や有効活用を促進し、経済の活性化を図るため、土地建物等の譲渡損失と他の所得との通算を認めるべきである。

8. 固定資産税の評価方法の見直しと評価体制の一元化

現行の固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ過大な負担となっている。実際の価額と乖離した評価による課税標準額の決定は、納税者の不信感を招いていることから、以下の点を考慮し、評価時期や負担水準など抜本的な見直しを行い、併せて評価体制の一元化を図るべきである。

(1) 土地

固定資産税における土地の評価については、平成6年度の評価基準の見直しで地価公示価格の7割程度にするため、負担調整措置などが見直され、評価額から税額にいたるまでの経過が複雑化している。

評価方法についても、固定資産税は市町村が、相続税は国税庁がそれぞれ算定するなど複数の評価方法が存在し、適正な評価額が納税者に理解されていないことから、評価方法を統一すべきである。

(2) 家屋

固定資産税における家屋の評価については、理論上の建築価格を算出する「再建築価格」を基準として、経年減点補正率で調整を行うなどの計算から評価額が正確に個々の建物の現状を反映していないとの意見が多い。

また、建築年次の古い家屋の一部については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、以前から据え置かれている価格を下回るまでにはいならず、評価額が下がらないといったことも問題となっているので、「再建築価格」を基準とすることは廃止すべきである。

中小企業政策に関する要望事項

第二次安倍内閣が掲げる「地方創生」では、昨年度までに各地で策定された「総合戦略」が実行段階に移行されはじめており、「人」・「情報」・「財政」のあらゆる分野において支援が必要となっている。また、地域産業の競争力強化のためには、地域経済・雇用を支える中堅・中小企業の活性化を図る施策が求められている。

今後、景気回復基調を確実なものとし、長引くデフレ経済からの脱却のためには、地域経済の活性化による地方の創生と、経営革新や新技術・新しい価値を生み出す企業イノベーションの推進が肝要となっている。このような中、地方創生の推進と中小企業の活性化に向け、既成概念にとらわれない支援策を強化すべきである。

また、商工会議所においてはこれまでの経営改善普及事業にあわせ、「経営発達支援計画」による小規模事業者への伴走型支援事業を重点事業としており、商工会議所などが行う小規模事業者への支援施策について、より一層の充実・強化を図られたい。

I. 地域の需要創出に向けた中小企業のイノベーションの推進

1. 中小企業のIT化、IoT・ロボット導入における環境整備

IOT(モノのインターネット)の拡大やAI(人工知能)の進化など、IT(情報技術)の著しい進歩で、産業構造も含め、あらゆるビジネスでイノベーションが起きつつある。中小企業においても、生産性向上に向けたIT化やIoT・ロボット導入は、中小企業の経営力強化に係る取り組みを後押し、地域経済における人材不足の解消につながることから環境整備に向けた以下の支援強化を図るべきである。

- ①インダストリー4.0などに代表される製造業の高度化を図る戦略的なプロジェクトを策定、推進すべき。
- ②先進的な活用事例の紹介や専門相談窓口の設置。
- ③クラウドやIoT等を活用した場合のルールを策定し、情報セキュリティ対応への支援や、知的財産を保護すべき。
- ④ソフトウェア会社や情報処理・提供サービス会社と、それらを活用する中小企業とのマッチング支援。
- ⑤投資と人材確保に対応した補助金制度導入とセミナー等による人材育成支援。
- ⑥小規模事業者の中で積極的にパソコンなどを活用したいと考えるIT弱者への支援。

※インダストリー4.0:ドイツ政府が推進する製造業の高度化を目指す戦略的プロジェクト。工場を

中心にインターネットを通じてあらゆるモノやサービスが連携することで新しい価値やビジネスモデルの創出を目指した取り組みである。

2. 商業地における空き地・空き店舗の活用強化

地域における商業活性化や観光開発促進に向け、商業地における老朽化した空き店舗の改修・売却を促進するための優遇措置や、権利関係の調整を図る組織の設立・相談窓口の設置拡大など、空き地・空き家対策（リノベーション補助、空き家への入居誘導など）の強化を推進すべきである。

3. 国家戦略特区の効果を活かした地域の新しい価値の創出

新潟市は、農業・雇用分野で国家戦略特区の指定を受けており、農業生産法人の設立要件緩和により農業生産法人が設立され経済効果が得られている。

国家戦略特区を活用した地域の中小企業発展に向けた取組に対し、地元・現場の意見を組み入れ、以下の点について検討・拡充を図られたい。

- ①積雪地域における農家レストランの農畜産物材料割合に関する基準（量的または金額的に5割以上）について、冬期における生産活動の限界を考慮し、基準緩和を検討すべき。
- ②実施される規制緩和事項は、農業分野に偏りが見られる。既存の枠を超えて新しい価値を創出するためにも、異なる産業分野の規制緩和や広域連携等による柔軟性を持たせた運用を検討すべき。
- ③国家戦略特区における規制緩和等の取組に関しては、現在、内閣府のホームページ上で確認はできるが、断片的でわかりにくい。進捗状況等を随時確認できるよう多様できめ細やかな情報発信を求める。
- ④今後の農業には生産技術だけでなく、生産から流通・販売・市場開拓などのマネジメントが行える人材育成が必要不可欠である。時代や環境に即した「農業経営者」の育成に対して助成措置を講ずるなど支援すべき。
- ⑤農業の担い手を確保するため、U・Iターンなどによる若者に対し技術習得や農業法人への就農推進、農地取得による独立自営農家に対する融資などの支援策の拡充。

4. 地域経済分析システム（RESAS（リーサス））の機能拡充

まちづくり・観光振興に活かすために、地域経済分析システム（RESAS（リーサス））の機能拡充を求めたい。中でも、スマートフォンの位置情報など、民間企業が収集したデータ量を増やし、どの地域から訪れた人が何人、宿泊（滞在）し、こういった行動を市内でとり、どの地域に旅立ったがリアルタイムで分かるようにし、商業や観光分野で活用し易くすべきである。また、データ活用方法の講習会を開催するなど地域の中小企業が発展できるよう促すべきである。

5. 税法上の中小企業定義の実態に即した見直し （再掲）

法人税法上の中小企業の範囲は資本金 1 億円以下と定められている。資本金 1 億円以下で大企業並みの規模があると指摘を受けている企業の存在や、中小法人のうち 7 割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていること等、税法上の中小企業の定義について議論がなされている。

一方、中小企業基本法で定義されている資本金 3 億円～1 億円の企業は雇用者も多く地域経済に及ぼす影響が大きい。地域経済の核となっている中堅・中小企業の活力・競争力・事業基盤強化のためには、税法上の中小企業の資本金 1 億円という基準を見直し、資本金 3 億円程度までの範囲拡大を図ると共に、従業員数などの資本金以外の指標を加え、また業種などの区分も整理した上で、税制面で真に支援を必要としている中小法人の実態に即した見直しを検討すべきである。

6. 中小企業施策の積極的な情報発信

中小企業への公的機関の支援情報・支援施策（補助金・助成金など）の情報提供のポータルサイトとして平成 26 年度中に「ミラサポ」や「中小企業向けビジネス支援サイト(J-Net21)」に制度の紹介ページが整備されて、利便性の向上が図られたことは評価できる。

しかしながら、補助金・助成金・融資制度の検索方法がわかりづらいなどが改善の余地がある状況である。一層の改善を進めるとともに、利用する企業側の目線に立った情報提供とサイトの活用に向けた積極的な情報発信をすべきである。

Ⅱ. 中小企業の雇用の確保・維持に向けて

1. 外形標準課税の資本金 1 億円以下・中小企業への拡大には断固反対 （再掲）

法人実効税率引き下げの代替財源として、資本金 1 億円以下の中小企業への外形標準課税の課税ベース拡大が議論され、日本商工会議所等を通じて強力に反対した結果、見送られたところである。

外形標準課税の中小企業への課税ベース拡大等については、財務基盤が弱く、担税力の低い中小企業の経営を圧迫し、労働分配率が 8 割に達する中小企業が税負担軽減のために従業員給与の引き上げを見合わせる可能性が高まる等、雇用問題にも影響を及ぼす懸念が強い。一方で、中小企業の税負担を軽減し、従業員への分配を増やす視点が重要であることから、引き続き適用拡大は断固反対である。

2. 女性の活躍促進に向けた支援制度の見直し （再掲）

近年は女性や高齢者の就労拡大、正規雇用の多様化、転職機会の増加等働き方が多様化してきている。特に、女性の活躍促進の観点から、女性の就業に際し大きな影響を及ぼす要因として、介護・福祉・保育業界における雇用のミスマッチ

が上げられる。それらへの対処として、待遇改善や人材育成、社会保障制度・労働政策等の関連する諸制度のあり方を総合的に検討し、環境を改善させることが重要である。その上で、経済力に応じた公平な生活基盤の確保を後押し、安心して結婚し子どもを産み育てることができるよう、配偶者控除等の所得控除方式の改正に向けた検討を図るべきである。

3. マイナンバー制度の開始に伴う事業者の事務負担の軽減に向けた周知

中小企業・小規模事業者の中でもパートやアルバイトを多数採用し、人員の入れ替わりが頻繁な業種にとっては、マイナンバー制度が導入されたことにより個人情報収集・管理や、雇用者への周知徹底など事業者には課された責任が重くなっている。

制度運用の初期段階においては、混乱も予想されることから、提出書類等の事務処理の簡略化を推し進めるとともに、勤労者自身と被扶養者のマイナンバーを雇用先へ通知するよう国民への広報・啓発活動をさらに強化すべきである。

4. 厚生年金保険料率の引き上げ停止

厚生年金の保険料率は、平成16年10月の13.58%から毎年0.354%ずつ引き上げられ、最終的には平成29年9月以降18.3%まで引き上げられることが決まっており、負担額は平成16年の1.35倍にもなっている。

このことは中小企業における人件費負担の増加要因になっているとともに、給与の支給額が上がっても、手取りが増えず、消費が伸びない要因にもなっている。

消費税率の10%への再引き上げが二年半後に予定されたことから、厚生年金の保険料率をこれ以上引き上げる必要のないようすべきである。

5. ストレスチェック制度導入企業への支援強化

労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」が、昨年施行されたことにより、50人以上の労働者を抱える企業には検査、面接指導の実施と報告義務が課せられた。中小企業においては、サービス業などの労働集約型産業も多く事務負担・経費負担の増加につながることから要件の緩和や補助制度の拡充など支援策を図るべきである。

Ⅲ. 小規模事業者支援について

1. 経営発達支援事業の実施に係る経営指導員の人件費補助の増額

小規模基本法、改正小規模支援法が平成26年6月に成立したことにより、従来からの「経営改善普及事業」に加えて、新たに小規模事業者に対する「経営発達支援事業」が実施されることとなった。

商工会議所等が実施している「経営改善普及事業」は、都道府県からの補助金により経営指導員等の人件費が補てんされている。

今般、国が新たに定めた「経営発達支援事業」は国の予算として事業費が用意されているものの実施に従事する経営指導員等の人件費の補てんがないことから、事業実施を担う商工会議所等の経営指導員の人件費についても、国の責任において地方交付税などを増額するなどして手当すべきである。

2. 小規模事業者支援策における情報ツール等の利便性向上

小規模基本法、改正小規模支援法が平成 26 年 6 月に成立したことにより、小規模事業者の支援体制が整いつつあるが、各地の商工団体がより濃密な伴走型の支援を行えるよう、事業者が提供する商品やサービスの需要動向に関して行う市場調査に対する補助制度の創設や、それらの調査結果を分析するためのソフトウェアなどのツールの提供を図るべきである。

3. 小規模企業者の定義のさらなる弾力化

小規模企業活性化法により、「小規模企業」向け施策を利用できる事業者の範囲が平成 25 年 9 月から拡大された（「宿泊業」「娯楽業」を営む従業員 6 人以上 20 人以下の事業者）。

同様に、人材の能力や質に生産性が大きく左右され、下請け企業の多いソフトウェア業や、労働集約型産業である介護サービス業についても、今後、従業員数要件の範囲を 20 人以下の事業者まで拡大すべきである。

このことが実現することにより、当該業種の対象事業者が、小規模企業向け施策、とりわけ小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の融資対象となり、社会・経済環境の変化に合わせた金融面での支援が強化される。

IV. 補助金制度の拡充について

1. 補助金申請の適正化

国の補助金申請については、一部の事業者が申請書類作成代行による高額な手数料を要求している案件も散見され、適正な料金による支援なのか調査すべきである。また、補助金申請書が求める記載要件が漠然としていることから、要点を明確にするとともに、具体的な記載例を入れることで小規模・零細企業にも申請し易い状況にすべきである。

加えて、事業内容の評価よりも申請書の訴求力やプレゼンテーション資料の如何によって採択されることが無いよう機会の平等化や、新規申請者への優遇措置等を図るべきである。

2. 中小企業の設備投資に向けた支援

設備投資を検討していても、補助金の申請条件や公募期間に合わない中小企業も多くあることから、補助金制度と共に設備投資減税の拡充を図るべきである。

また、近年の海外企業に対する競争力強化や I T 化などの推進により設備投資のサイクルが短くなってきていることから、平成 19 年度に改正された法定耐用年数を再度見直し短縮すべきである。

3. 小規模事業者持続化補助金制度の継続実施

小規模事業者持続化補助金は、雇用増加や買物弱者対策に取り組む事業者の支援などの拡充が図られるとともに、3 年目を迎えたことで認知度が高まってきた。

小規模事業者持続化補助金は申請にあたって事業計画を作成する必要があることから、自社の経営を見直すきっかけとなり、小規模事業者の経営の計画性向上と経営改善に大いに貢献している。

今後はこうした小規模事業者が増えていくことは地域経済の活性化につながることから、平成 29 年度以降についても、小規模事業者持続化補助金を継続実施し持続的な経営支援を図るべきである。